

けはなく、一部の事業者が独自に計画書を導入しているのが現状だ。

そこで「ふくせん」は「福祉用具個別援助計画書」検討委員会（委員長＝東畠弘子理事、福祉ジャーナリスト）を設け、標準様式について検討を進めてきた。

ふくせんが「福祉用具個別援助計画書」を開発

全国福祉用具専門相談員協会（＝ふくせん、山下一平会長）は独自に「福祉用具個別援助計画書」の標準様式を開発したことを3月27日に発表した（巻末資料参照）。

介護保険の多くのサービスには個別援助計画の作成が求められている。しかし訪問入浴などとともに、福祉用具には個別援助計画の策定の義務付



けではなく、「ケアマネジャーのためにも必要」と連携の重要性を強調した。

標準様式のポイントは、用具の選定に必要な利用者情報を左半分に、右半分にはそれに基づいた利用目標・選定理由・用具の機種・利用の際の留意点を記載。計画書は利用者・家族、ケアマネジャーに渡すほか、サービス担当者会議で活用する。

東畠委員長は「福祉用具の適正な利用のためにはケアプランとのつとつた選定理由が必要。『貸しつぱなし』ではなく、適切なレンタルのために個別援助計画書が求められる」などと説明。山下

会長は「ケアマネジャーのためにも必要」と連携の重要性を強調した。

標準様式のポイントは、用具の選定に必要な利用者情報を左半分に、右半分にはそれに基づいた利用目標・選定理由・用具の機種・利用の際の留意点を記載。計画書は利用者・家族、ケアマネジャーに渡すほか、サービス担当者会議で活用する。

当面は協会理事の企業で活用。その後、幅広く普及して、福祉用具専門相談員の専門性の確立をめざす。同協会は計画作成の研修や、研修リーダーの養成にも着手する方針だ。

若年性認知症対策の推進を通知で要請

厚労省は3月19日に若年性認知症の人全3・78万人いるとの推計